

令和8年10月9日

決算特別委員会（令和7年度決算）

公営企業決算審査意見書概要説明資料

神奈川県監査委員

目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の着眼点	1
第4	審査の実施内容	1
第5	審査の結果	2
1	決算計数の正確性及び決算表示の明瞭性について	2
2	総括的意見について	2
3	事業別意見について	3

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 5 月 29 日付けで提出があった令和 7 年度神奈川県公営企業決算及び関係書類について審査した結果、同決算に対する意見を合議により次のとおり決定した。

令和 8 年 8 月 26 日

神奈川県監査委員	大	竹	准	一
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	長	田	進	治
同	近	藤	大	輔

※ 地方公営企業法(抄)

第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

第1 審査の種類

決算審査（公営企業決算）

第2 審査の対象

令和 7 年度公営企業決算審査の対象は次のとおりである。

神奈川県水道事業

神奈川県電気事業

神奈川県公営企業資金等運用事業

神奈川県相模川総合開発共同事業

神奈川県酒匂川総合開発事業

神奈川県流域下水道事業

第3 審査の着眼点

決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ正確であるかなどに着眼して審査するものである。

第4 審査の実施内容

審査は、知事から提出された公営企業決算及び関係書類について、次の点を主眼として行った。

- ① 決算書及び決算諸表について、計数は正確で、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているか。
- ② 経営について意見書に記載すべきことはないか。
- ③ 事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されているか。

審査に当たっては、提出された決算書等とそれぞれの関係諸帳簿及び証書類とを照合し、関係職員に説明を求めるとともに、財務監査（定期監査）、例月出納検査等の結果を踏まえ慎重に行った。

第5 審査の結果

1 決算計数の正確性及び決算表示の明瞭性について

令和7年度の水道事業ほか5事業の決算書及び決算諸表について、審査した限りにおいて、計数は正確なものであり、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているものと認められた。

2 総括的意見について

水道事業、電気事業及び流域下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少社会の進展に伴う水需要の減少、電力システム改革による収入構造の大きな変化、中東情勢の影響等による施設・設備の維持管理や更新に係る原材料費や人件費の高騰など、今後も厳しい状況が続くことが見込まれる。そうした中で、施設の老朽化対策や大規模な自然災害への備えを着実に進め、県民生活や社会経済活動を支えるライフラインを維持していくためには、資材の供給不足や価格の上昇に伴う事業者の負担の増加にも配慮しつつ、業務効率化や経費の削減など更なる経営改善に努め、将来にわたり安定的な経営基盤を確立していくことが重要である。

また、こうした取組を進めるに当たっては、特に次の点に留意し、持続可能な事業運営とそれを支える組織体制の確立を目指す必要がある。

(1) 施設の老朽化対策・耐震化の早急な推進

近年、全国各地で上下水道等のインフラ施設の老朽化に起因する事故や地震等の自然災害が相次いでおり、そうしたことへの対応は急務であることから、日常的に適切な施設の維持管理に取り組み、「神奈川県営水道事業経営計画」（令和6年3月策定、以下「水道事業経営計画」という。）、「神奈川県電気・ダム管理事業計画」（令和6年3月策定）及び「神奈川県流域下水道事業経営ビジョン」（令和3年3月策定、以下「経営ビジョン」という。）に位置付けた、施設・設備の更新や改修等の老朽化対策・耐震化を早急に進めていく必要がある。

また、施設・設備の更新や改修を進めるに当たっては、国の財源の積極的な活用など、外部資金の確保に努めることが重要である。

(2) 人材の確保・育成、技術の継承

地方公務員採用試験の受験者数が減少するなど職員の確保が難しくなる中、特に技術系職員については内定辞退者も多く、近年、採用人数が採用計画を大きく下回るなど、不足が顕著である。さらに、中途退職者が増加傾向にあることに加え、年齢構成上多数を占めるベテラン職員の大量退職が今後も見込まれることから、採用後の定着率向上に向けた取組や技術・経験の継承への対応等が急務となっている。

そのため、採用説明会やインターンシップの充実などによる業務を支える人材の確保に向けた取組の強化、研修制度やOJTの充実などを通じて内定辞退や離職の防止対策を拡充していくとともに、限られた人員体制の中での効率的な業務推進を図ることが重要である。

また、人材確保や円滑な技術継承、効果的な人材育成に向け、知事部局と企業庁との連携を強化していく必要がある。

(3) D X技術の実装に向けた取組の推進

業務の担い手が不足する中で、経営や施設の維持管理業務等の効率化、高度化を進めるとともに、行政サービスの向上を図るためには、I C Tの活用は不可欠であり、既に人工知能（A I）を活用した水道管の漏水対策に係る民間との共同研究や発電所の効率的な保守点検等を目的とした「スマート保安システム」の導入、下水道施設の運転・操作支援を目的とした画像データ解析用カメラの導入などに取り組んでいるところである。

こうした中、国土交通省が、将来にわたり持続可能な上下水道システムの構築に向けて、上下水道事業におけるD X技術の導入を加速させるための方策を令和7年度に取りまとめるなど、国においてもD Xを推進する取組が進められており、今後もこうした動向等を注視する必要がある。

加えて、民間企業、大学等関係機関との連携や他事業者との広域的連携も図るとともに、費用対効果も十分に検証しながら、各事業におけるD X技術の実装に向けた取組をより一層進めていく必要がある。

併せて、サイバーセキュリティ対策など、D Xの進展に伴うリスクを想定した対策を講じていく必要がある。

3 事業別意見について

(1) 水道事業

令和7年度の水道事業の営業収益は、給水収益が前年度に比べて9.5%増加したことなどにより、前年度比8.5%増の580億634万余円となっている。これに対し、営業費用は、原水及び浄水費が2.8%増加したことなどにより、前年度比2.3%増の541億1,209万余円となっている。

この結果、営業利益38億9,425万余円を計上することとなり、前年度に比べ33億485万余円の増益となっている。そして、経常利益は64億8,977万余円、純利益は66億5,622万余円で、純利益については、前年度に比べて32億9,068万余円増加している。

ア 安定的な経営に向けた取組

企業庁は、令和6年10月から水道料金の段階的改定を行っており、これにより一定期間は増収が見込まれるものの、「水道事業経営計画」では、令和10年度からは人口減少等による水需要の減少により、水道料金収入は再び減少に転じると予想している。

また、人件費や物価の高騰、金利上昇などにより、老朽施設の更新や維持管理に要する事業費の増加は避けられないことから、今後の県営水道の経営は、更に厳しさを増しているといえる。

「水道事業経営計画」の中間年に当たる令和8年度には、主要事業の進捗状況を点検するとともに、財政収支見通しについて検証を行うとしているが、こうした経営環境の変化にも柔軟に対応していけるよう、国庫補助など外部資金の活用等による企業債の充当比率の低減を図るとともに、今後定期的に水道料金水準の検証を行い、水道料金の見直しを含めた必要な対策を講じるなど、持続可能な水道事業の実現に向けた取組を着実に進めていくことが重要である。

イ 施設の維持管理・更新

企業庁は、現在、「水道事業経営計画」に基づき、被災時の断水被害抑制や早期復旧を目指し、基幹管路の整備・耐震化を優先的に進める「戦略的な管路整備」に取り組んでおり、激甚化・頻発化する自然災害や、今後想定される大規模地震等に備えるためにも、施設の適切な維持管理を着実にを行うとともに、更新、耐震化等防災対策を早急に進めていく必要がある。

一方で、大規模な漏水事故が発生しており、その原因となる老朽化した铸铁管が給水区域内には依然として多く残され、その更新が喫緊の課題となっていることから、企業庁では、こうした課題に対応するため令和8年1月に「神奈川県営水道铸铁管更新計画」を策定した。

漏水リスクの高い铸铁管の解消を早急に進めることは大変重要であることから、工事実施体制の強化や発注方法の改善を図り、国の交付金など外部資金を積極的に活用することにより、計画の着実な推進を図る必要がある。

ウ 5事業者による水道システムの再構築

県、横浜市、川崎市、横須賀市の各水道事業者及び神奈川県内広域水道企業団（以下「5事業者」という。）が進めている「水道システムの再構築」は、将来にわたって安定的で持続可能な水道システムの構築に向けて、水需要の減少や施設の老朽化等に対応した「水道施設の最適化（ダウンサイジング）」や「災害時のバックアップ機能の強化」、「上流取水の優先的利用による脱炭素社会への貢献」などに取り組むものであり、全国的にも先例となり得る取組である。

「水道システムの再構築」の実現に向けては、上流取水に伴う河川への影響など、様々な課題があるため、5事業者の更なる連携強化を図るとともに、河川管理者や漁業者等の関係者と引き続き丁寧に調整を図る必要がある。

また、再構築の意義や効果などについて広く県民への周知に努めるとともに、財政支援制度の創設・拡充を含めた支援について、引き続き国に求めていく必要がある。

(2) 電気事業

令和7年度の電気事業の営業収益は、降雨量減少等に伴い水力発電事業収益が減少したことなどにより、前年度比26.6%減の75億1,293万余円となっている。これに対し、営業費用は、相模貯水池管理費が増加したことなどにより、前年度比5.4%増の70億8,537万余円となっている。

この結果、営業利益は4億2,756万余円となり、前年度に比べ30億8,242万余円の減益となっている。そして、経常利益は5億3,795万余円、純利益は5億4,240万余円で、純利益については前年度に比べて30億2,818万余円減少している。

ア 発電による収入の安定的な確保

企業庁は、令和5年度に公募型プロポーザル方式により選定したS Bパワー株式会社と令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間を契約期間とする電力受給契約を締結している。当該契約に基づく令和7年度の電力料収入は、30年ぶりの少雨による水力発電量の大幅な減少の影響により、前年度に比べ14億143万余円減の45億5,409万余円となっている。

また、令和2年度に開設された容量市場（注1）へ毎年度参加しているが、令和3年度実施の入札の結果、令和7年度の容量確保契約金額は、前年度に比べ13億3,929万余円減の6億4,972万余円となっている。

電気事業は、降雨量減少による発電量の低下のリスクを抱えており、また入札価格により決定する容量市場からの収入は変動が激しいことから、今後生じる可能性がある大きな収入減への備えが必要である。加えて、中東情勢の影響等によるエネルギー安定供給が損なわれるリスクの増大により、再生可能エネルギーの重要性は高まっていることから、引き続き、電力市場の動向を注視しつつ、ダムや発電所の安定稼働に努めるとともに、令和9年度以降の新たな電力受給契約の状況や、昨今の電気事業を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、改めて財政収支計画の検証を行う必要がある。

イ 発電用施設の維持管理

城山発電所は、運転開始から60年以上が経過し改修の時期を迎えているが、再生可能エネルギーの「蓄電池」機能を有する揚水式発電所として、電力の需給調整を担うとともに、脱炭素社会の実現に寄与することが期待されている。

現在企業庁が取り組んでいる城山発電所の再整備は、長期にわたり工事が続くことが見込まれ、今後も他の水力発電所が順次、更新時期を迎えることから、長期脱炭素電源オークション（注2）による資金調達や国の補助制度等の活用を目指すなど、安定的な改修資金の確保に努め、発電能力の向上や機能の強化に向けた再整備の取組を着実に進める必要がある。

ウ 相模ダムリニューアル事業

完成から70年以上経過している相模ダムは、放流施設の老朽化及び下流河道の浸食が進行していることから、将来にわたってダムを健全に保ち、電力及び水道用原水の安定供給を図るため、相模ダムリニューアル事業（令和元年度～令和24年度）を開始し、令和6年度から本格的な工事に着手している。

相模ダムリニューアル事業は、大規模かつ長期的なものであり、また、ダム機能を維持しながら施設の更新を行う、全国初の高度な工法を採用している事業であることから、民間事業者が有する高度な技術力を十分に生かしながら着実に事業を進めていく必要がある。

また、当該事業を通じて、新しい技術に柔軟に対応する人材の育成を図るとともに、得られた経験や知見を次の世代にしっかりと継承していくこと、さらには、相模ダムの果たしている役割やリニューアル事業の意義について広く周知に努める必要がある。

エ 相模貯水池における堆砂対策

相模貯水池において、上流域の災害防止と相模ダムの貯水機能の維持を目的に、平成5年度に建造されたしゅんせつ船と土砂運搬船を主体とした船団により貯水池に堆積した土砂のしゅんせつを実施している。

現在使用しているしゅんせつ船等については、建造から32年が経過し、標準使用年数を大きく超過していることから、令和6年度に専門機関による現況診断を行った結果、大型船の船底に錆こぶが多数見られるなど、老朽化が進行しており、大規模修繕又は船の新造が必要と評価された。

この診断結果を受け、企業庁では令和7年度にしゅんせつ船団更新に向けた検討を行い、費用は高額となるものの、船の仕様や船団の構成の見直しにより作業効率やメンテナンス性を向上させることで効率的な堆砂対策が可能になるため、しゅんせつ船団の全船新造を念頭に更に検討を進めるとしている。

今後、しゅんせつ船団の更新に当たっては、相模貯水池における土砂のしゅんせつへの影響を必要最低限に留めるとともに、費用対効果も十分に検証し、将来にわたって持続可能な堆砂対策となるよう、速やかに検討を進めていく必要がある。

(注1) 容量市場

4年後に国全体で必要と想定される発電能力(供給力)を確保するために、発電所の発電能力そのものを容量価値として取引する市場で、全国の発電所から一括調達する制度となっており、原則として全国同一の約定価格をオークション方式により決定している。

(注2) 長期脱炭素電源オークション

2050年カーボンニュートラル実現に向けて、容量市場の一部として令和5年度に開設されたオークションで、新設又はリプレース等の脱炭素電源への新規投資を対象とし、原則20年にわたる期間の供給力を確保する。

(3) 流域下水道事業

流域下水道事業では、流域下水道を使用する関連市町(以下「流域関連市町」という。)からの市町負担金等を、県と流域関連市町との協議等により、流域下水道の維持管理に要する費用に応じた収益としているため損益は生じない。

ア 施設の耐震化

県は、「経営ビジョン」において、東北地方太平洋沖地震クラスの地震が発生しても処理場の機能を継続するため、令和12年度までの10年間の目標として、下水処理等に係る約100施設のうち、耐震化が図られていない約30施設の対策工事を行うこととしている。また、令和7年度に耐震化率を約90%とする中間目標を設定しているが、実績は80%となっており、目標は未達成となっている。

下水道は、他のライフラインのような代替手段がなく、使用を制限することが極めて困難な施設であることから、施設が被災した際の社会活動への影響を最小限に抑えるため、耐震化率100%の目標達成に向け、今後、下水道施設の耐震化を加速させていく必要がある。

イ 下水管の全国特別重点調査の結果を踏まえた対策等

県は、埼玉県八潮市の道路陥没事故に伴う国土交通省からの実施要請に基づき実施した「下水道管路の全国特別重点調査」の結果を受け、原則１年以内に対策を実施することとされた緊急度Ⅰの延長約 2.3km については令和８年度中に、応急措置を実施した上で５年以内に対策を実施することとされた緊急度Ⅱの延長約 5.0km については令和 12 年度までに、新たに創設された国の補助事業も活用しながら対策を実施するとしている。

対策の実施に当たっては、下水管内に硫化水素中毒等のリスクを伴う箇所もあるため、作業員の安全確保対策の徹底を図りながら、着実に進めていく必要がある。また、流量が多く補修が困難な箇所もあるが、引き続き十分な予算措置を国に要望するなど、財源の確保に努めながら、県民の不安解消に向け、速やかに対応していく必要がある。

加えて、今後の下水管の維持管理全般についても、道路陥没事故の発生を契機に設置された国の対策検討委員会や技術基準等検討会の取りまとめ結果等を踏まえ、点検や補修等を着実に進め、将来にわたり下水管の健全性を確保していくことが重要である。